

会員ニュース

2020. 3 (新-108号)
一般社団法人日本電気管理技術者協会
事務局編集

わが国だけは大丈夫！などと思っていましたが、そんな事はあろうはずもありませんでした。島国だろうと、大陸だろうと、モンロー主義だろうと残らず飲み込んでしまうコロナウィルス禍。今まさに世界は「グローバル化」の恐ろしい一面を見せつけられているのかもしれない。

皆様におかれましては、「手洗いうがい+3密厳禁！」夜のお出かけなどもっての外！くれぐれもお気をつけてお過ごしくださいませ。

さて、同じ年で勝手に親近感を持っていた志村けんさんが犠牲となってしまいました。ご冥福を祈るほかに何もできぬ事務局より「会員ニュース(108号)」をお届けします。



(2020年3月、練馬区石神井川 桜満開に時ならぬ なごり雪)

願わくは 花の下にて 春死なん その如月の望月のころ 西行

1. 3月3日、電力安全課のHPに「『電気事故速報値』を更新しました」が掲載されました。

恒例の「電気事故速報値」の更新です。一昨年(2018)の8月より引き続き「感電死亡事故”0”」を継続中です。

皆様におかれましては、コロナウィルスにもご注意の上「ご安全に！！」日常の点検作業に従事ください。

詳細は、資料「電気事故速報値(2月末日)」をご参照ください。

2. 同じく、3月3日・同5日・同13日(更新)「新型コロナウイルス(よくある質問)」が掲載されました。

新型コロナウイルス感染症に伴う電気保安規制への対応について、よくあるご質問について回答を整理いたしました。今後の状況に応じて、適時追加等してまいります、とのことです。

詳細は、資料「新型コロナウイルス感染症～(よくあるご質問)」をご参照いただくか、下記の電力安全課アドレスにアクセスして下さい。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/03/20200302.html

3. 同じく、3月31日、「令和元年度「電気主任技術者セミナー」の講演動画をYouTubeにアップしました」が掲載されました。

令和元年度開催が中止となった「令和元年度電気管理技術者セミナー」の講演動画をYouTubeにアップしています。とのことです。

詳細は、下記のアドレスにアクセスし、動画をご覧ください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLcRmz7bR5W3IY4Ri5x28dV1SBQFJAufJo>

4. 同じく、3月31日、「パンフレット「工事・点検時の停電のお願い！」を公開しました。」が掲載されました。

詳細は、下記アドレスにアクセスするか、資料「工事・点検時停電お願い」をご参照ください。

<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/jikohokoku/data/R2koujitenkenjinoteiden.pdf>

5. 同じく、3月31日、「電気事業法等に基づく手続きの相談・届出について」が掲載されました。

昨今の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各地で外出自粛要請等が出されています。このような状況を踏まえ、電力安全課で受付しております手続きについての相談や申請・届出は、当面の間、原則、電話・郵送にて対応をお願いすることといたしましたのでお知らせいたします。(事務局編集)とのことです。

詳細は、資料「電事法手続き、相談・届出」をご参照ください。

「第7回第8期定期総会」は下記の予定で準備中でした。

しかし、新型コロナウイルスの感染状況が好転しない場合は、「集会」を取りやめて「書面による議案の決議」へ振替えることを検討しなければならなくなりました。皆様へは、遅くとも4月22日の役員会にて決定し、お知らせする予定であります。

5月21日(木) 「YRイベントホール」
11:00 より 「定期総会」
12:30 より 「懇親会」

新型コロナウイルス感染症に伴う電気保安規制への対応について(よくあるご質問)



新型コロナウイルス感染症に伴う電気保安規制への対応について(よくあるご質問)

新型コロナウイルス感染症に伴う電気保安規制への対応について(よくあるご質問)

新型コロナウイルス感染症に伴う電気保安規制への対応について、よくあるご質問について回答を整理いたしました。今後の状況に応じて、適宜追加等してまいります。

<外部委託承認を受けられた事業者の方向け>

学校や公民館等の施設が封鎖され、電気設備の点検ができなくなった場合、保安規程違反とみなされ罰則の対象となるのでしょうか。

(回答)

過去の大規模地震や豪雨災害と同様に、やむを得ない事由[※]により、保安規程どおりに電気設備の点検を行うことができなくても、直ちに電気事業法に基づく罰則の対象となることはありません。

※例えば、電気設備が設置される施設が閉鎖され、点検のために当該施設に立ち入ることができない等

一方で、電気設備は一定の危険性を有していることを踏まえ、できるだけ速やかに電気設備の安全性のご確認に努めていただくようお願いいたします。

<第1種電気工事士の定期講習について>

電気工事士法に基づく講習がキャンセルされたことに伴い、期限内に講習を受講できなかった場合、直ちに電気工事士免状は失効してしまうのでしょうか。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ目的で講習が延期されたことにより、電気工事士の方が免状の交付を受けた日又は前回の講習から5年以内に講習を受講できない場合、都道府県が直ちに免状の返納を求めることはありません。

なお、講習がキャンセルされたことにより受講できなかった旨を証明するものとして、申し込みを行ったことを確認できる書類をお手元に保管していただくようお願いいたします。

<定期安全管理審査を受審される事業者の方向け>

定期安全管理審査を受審するために必要な人員を確保できない場合、どのような対応をすればいいのでしょうか。

(回答)

まずは期限内に定期安全管理審査を受審できるよう、登録安全管理審査機関とご相談ください。ご相談の結果、期限内の受審が困難である場合には、他の登録安全管理審査機関への申請をご検討くださいますようお願いいたします。

他の登録安全管理審査機関へのご申請の検討結果、期限内での受審にご対応できない場合には、最寄りの産業保安監督部へご相談ください。

(参考1) [登録安全管理審査機関の一覧及び連絡先](#)

(参考2) [各産業保安監督部のお問い合わせ先](#)

<電気主任技術者認定校及び第二種電気工事士養成施設の方向け>

今般の臨時休業に伴い、今年度中に実施できる授業時数が所定の時数を下回ってしまうことが見込まれますが、どうすればよいのでしょうか。

(回答)

- 電気主任技術者認定校の電気工学に関する学科において授業時数が不足する場合、単位の修得及び卒業の認定にあたっては、弾力的に対処し、進学や就職等に不利益が生じないように配慮いただくようお願いいたします。
- 第二種電気工事士養成施設において授業時数が不足する場合、課程の修了の認定にあたっては、弾力的に対処し、進学や就職等に不利益が生じないように配慮いただくようお願いいたします。

(参考) [「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aの送付について\(3月11日時点\)」\(令和2年3月11日、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課\)](#)

<自家用電気工作物を設置されている病院の保安管理業務者向け>

保安規程に定める年次点検の実施のため電気設備を停止(停電)することとなった場合、(施設内で十分な換気が行えず)病院内で感染症が拡大するリスクがあります。こうした場合でも、保安規程どおりに年次点検を行わなければならないのでしょうか。

(回答)

まずは、保安規程で定められた点検期間内に必要な年次点検が行われるよう、例えば発電機のレンタルなどによるバックアップ電源の確保など、保安規程で定められた年次点検を実施するための手段について十分にご検討ください。

ご検討の結果、必要なバックアップ電源の確保が困難である等、年次点検を実施できない場合には、例えば月次点検の頻度や点検項目を増やすなど電気工作物の健全性が確保されていることをしっかり確認できる代替手段をご検討の上、取り組んでいただくようお願いいたします。このような代替手段については、産業保安監督部とご相談ください。

事態が収束し次第、速やかに年次点検を実施していただきますようお願いいたします。

関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物電気事故速報値

令和2年2月29日時点

平成30年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)
	感電・アーク等負傷	1 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (13)
電気火災		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
停電波及		2	10	4	5	20	7	15	2	6	4	7	4	86
主要電気工作物破損等		4	5	0	2	3	1	1	2	1	1	7	2	29
発電支障 件数		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
件数		8	15	5	9	27	9	16	8	9	6	14	6	132

平成31年度・令和元年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)		10 (10)
電気火災		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0		2
停電波及		5	8	7	11	6	29	7	5	4	5	2		89
主要電気工作物破損等		4	5	3	0	0	13	15	3	1	0	1		45
発電支障 件数		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1		3
件数		9	16	11	12	6	46	23	10	5	5	5		148

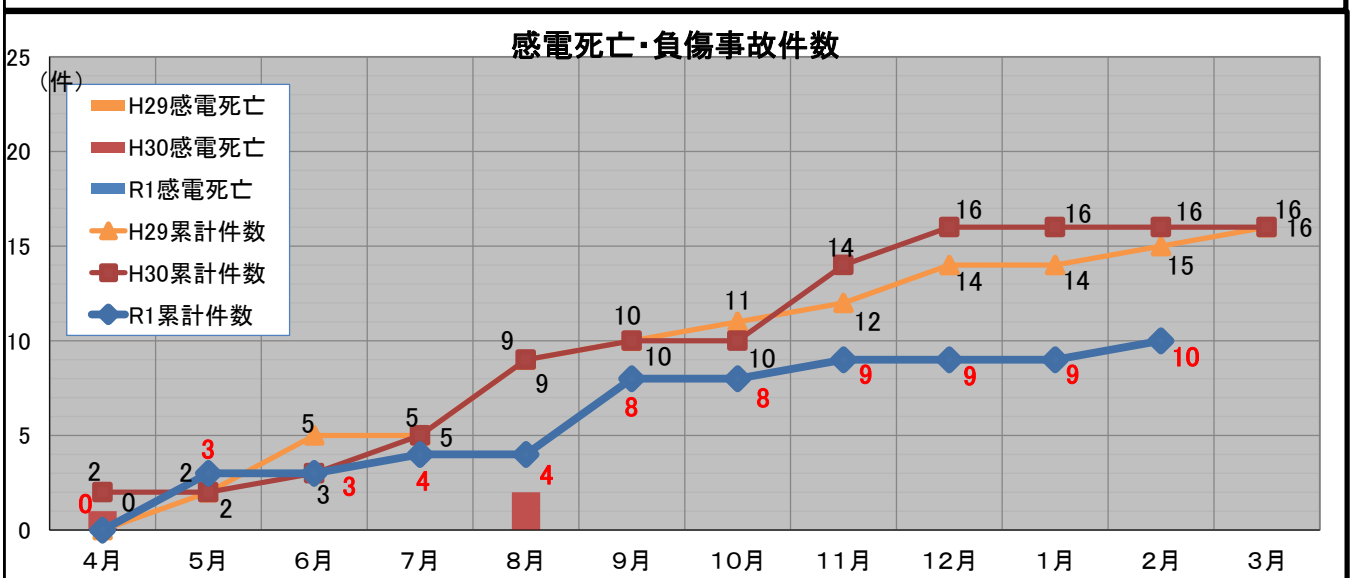
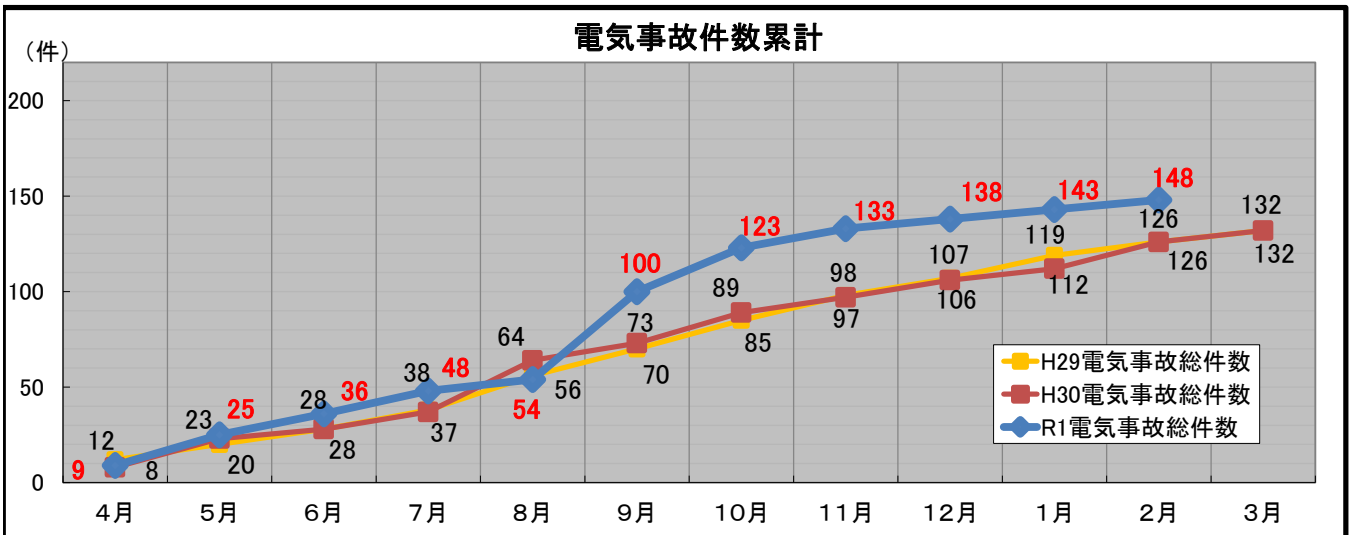
※1 1件の事故で複数の事故分類に該当する場合、各分類でカウントしますが、事故件数としては1になります。

(平成30年12月・令和元年5月に1件ずつ、「主要電気工作物破損等」、「発電支障」に該当する事故がありましたが、事故件数合計としては1件とカウントしています。)

※2 発電所における事故件数も含まれます。

※3 人身の()は被害者数を表しています。

※4 本値は事故速報時点であるため、確定値ではありません。自然現象等による事象も含まれます。



工事、点検時の停電のお願い！

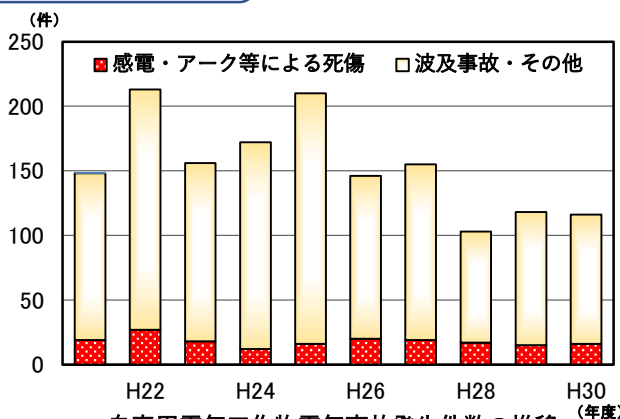
電気による事故は減っていない！

感電死傷事故の発生についても
大きな変動はみられません

<解説>

関東東北産業保安監督部管内における電気事故は、近年でも年間100件程度発生しています。感電死傷事故についても毎年15～30件程度発生しており、その発生をなくすことが求められています。

死傷事故の多くは、**充電中の設備は危険**であるという**認識が不足**していることから発生しています。



自家用電気工作物電気事故発生件数の推移

(出典：関東東北産業保安監督部)

※H28年度以降は自然現象が原因の事故は含まない

本当に電気を止める必要があるのかなー

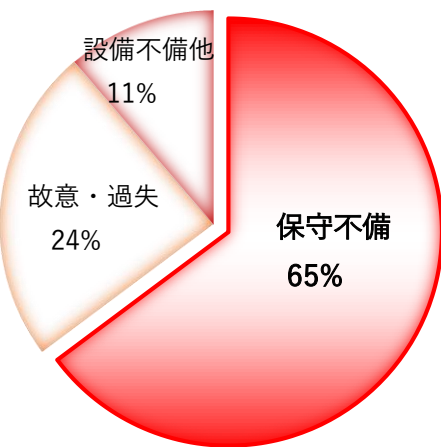
電気を止めなければ
わからないことがあります

<解説>

波及事故の約7割が経年劣化への対応遅延等、保守不備によるものです。**電気を止めて点検・清掃**を行うことにより、目視だけではわからない**不具合を発見**でき、事故の未然防止が可能となります。

その他にもこんなメリットが

・・・適切な点検とメンテナンスは、**設備の延命化**にもつながります



電気事故 [波及事故] 発生状況 (原因別)

(出典：関東東北産業保安監督部)

自家用電気
工作物設置者

しっかり電気を止めれば安心だ

電気を止めて工事や点検を行うことは
人身災害防止につながります

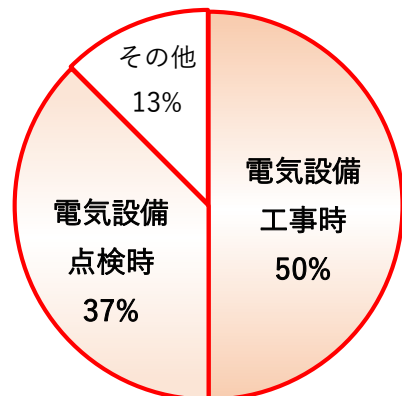
電気主任技術者

<解説>

感電死傷事故の約9割は、電気設備の工事や点検時に発生しています。**電気を止める**ことにより**安全に作業**を行うことができ、大切な命も守れます。

その他にもこんなメリットが

・・・**安全な作業環境を整えることは、作業効率の向上**にもつながります



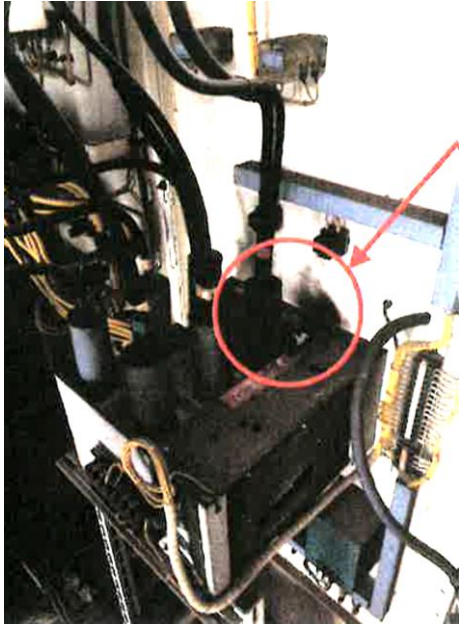
電気事故 [感電事故] 発生状況 (作業別)

(出典：関東東北産業保安監督部)

事故防止対策のポイント

事例 1

保守不備による設備事故



○事故状況

- ・設置から長期間が経過したVCB (真空遮断器) が、短絡により焼損。UGS (地中線用負荷開閉器) が設置されていなかったことから、付近一帯200軒が停電する波及事故に至った。
- ・事故前、目視による月次点検は行っていたものの、**電気を止めて実施する年次点検は行われていなかった。**

○事故原因

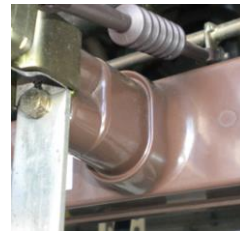
- ・ VCBが経年劣化により短絡焼損
- ・ 年次点検未実施による不良設備 (経年劣化) の発見遅れ

○こうすれば良かった

- ・ UGSの設置
- ・ 年次点検実施による予防保全



メンテナンスなし



メンテナンスあり

※電気を止めて年次点検・清掃を適切に行うことにより、健全性が維持されている

年次点検による予防保全の例 (LBS 高圧交流負荷開閉器)

事例 2

電気を止めないで電気工事を実施し感電死亡

○事故状況

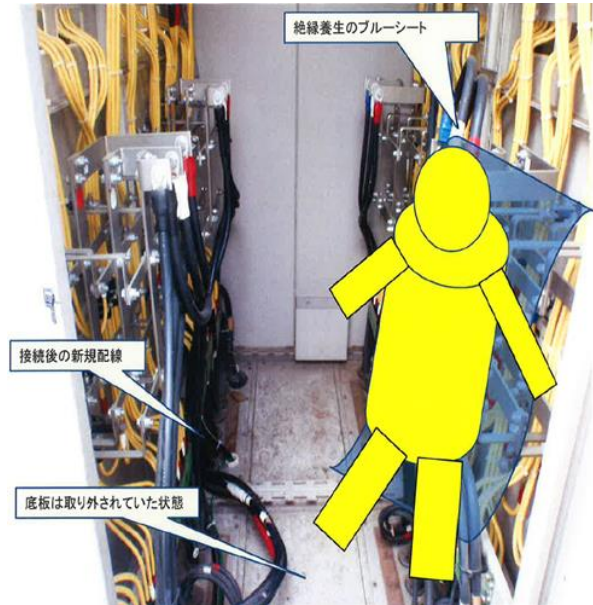
- ・ 低圧電源の増設工事において、十分な作業スペースが確保できないにもかかわらず、**電気を止めることなく危険な作業環境の下で工事を実施。**充電状態の低圧部分の絶縁防護も不適切で充電部が露出していたため、作業者が充電部に触れてしまい、**感電により死亡。**
- ・ 事故当時、工事場所に監視・監督者はいなかった。
- ・ 作業者は絶縁用保護具を未着用で、半袖・軍手だった。

○事故原因

- ・ 狭隘箇所での作業にもかかわらず、電気を止めずに工事を実施 (充電部が近接)
- ・ 監視・監督者の不在
- ・ 充電部の絶縁防護不適切、作業者の安全装備不足

○こうすれば良かった

- ・ 電気を止めることによる安全な作業環境の確保
- ・ 監視・監督者の配置



✦ 電気工事、点検の際は事前に **電気主任技術者等へご相談** のうえ、**十分な安全対策** をお願いします。

経済産業省 関東東北産業保安監督部
一般財団法人 関東電気保安協会
一般社団法人 日本電機工業会
一般社団法人 日本配電制御システム工業会
電気安全関東委員会

公益社団法人 東京電気管理技術者協会
公益社団法人 全関東電気工事協会
公益社団法人 日本電気技術者協会関東支部
東京電力パワーグリッド株式会社

電気事業法等に基づく手続きの相談・届出について

令和2年3月31日
関東東北産業保安監督部
電力安全課

日頃より、電気保安行政にご理解、ご協力をいただきまして、ありがとうございます。
昨今の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、各地で外出自粛要請等が出されているところ
です。

このような状況を踏まえ、関東東北産業保安監督部・電力安全課で受付をしております手
続きについての相談や申請・届出は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に重要な時期であ
ることから、当面の間、原則、電話・郵送にて対応をお願いすることといたしましたので、
お知らせいたします。

【電力安全課で受付を行っている手続例】

- ・保安規程届出書
- ・保安規程変更届出書
- ・主任技術者選任又は解任届出書
- ・主任技術者兼任承認申請書
- ・主任技術者選任許可申請書
- ・主任技術者外部委託承認申請書
- ・需要設備の廃止報告書
- ・発電所の廃止報告書
- ・自家用電気工作物使用開始届出書
- ・定期事業者検査時期変更承認申請書
- ・ばい煙（騒音・振動）発生施設の変更届出書
- ・工事計画届出書
- ・電気事故詳報
- ・電気工事業に関する登録・届出
- ・PCB含有電気工作物に関する届出

※主任技術者免状交付申請に関しては、下記の問い合わせ先まで電話でお問い合わせ下さ
い。

（郵送で送付いただく際のお願い）

- ・届出書類は、正副2部及び返信用の封筒（切手貼付、返信の宛先を記載して下さい。）を
同封して送付下さい。
- ・不明点がありましたら電話にて問い合わせをさせていただきますので、必ず連絡先の電話
番号及び担当者名の記載もお願いいたします。

(手続き方法についてのご案内)

- ・ 自家用電気工作物に関する手続きの方法

<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/jikayou/jikayou00.html>

- ・ 電気工事業法の申請・届出等の手引き

<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/kojigyo/200606kojigyo.htm>

- ・ PCB含有電気工作物に関する手続きの方法と様式

https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/pcb/pcb_index.html

不明点や疑問点について、以下のホームページのQ&Aも、ご参照願います。

- ・ 自家用電気工作物に関して

<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/jikayou/data/PDF/QA.pdf>

- ・ 電気工事業に関して

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/kouzi-gyo-QA201803.pdf

(相談・問い合わせ・郵送先)

経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課

住 所：〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

TEL：048-600-0386（電気事業用電気工作物関係）

TEL：048-600-0387（電気事故・電気主任技術者免状・電気工事2法・PCB関係）

TEL：048-600-0388（自家用電気工作物関係）

TEL：048-600-0392（発電所関係、ダム水路及びボイラー・タービン主任技術者免状関係）

FAX：048-601-1300（発電所関係以外）

FAX：048-601-1301（発電所関係）

関東東北産業保安監督部の所管は、茨城県・栃木県・群馬県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・静岡県の富士川以東の事業場になります。

※東北地方（青森県・秋田県・岩手県・宮城県・福島県・新潟県）の事業場に係る手続きは、関東東北産業保安監督部・東北支部（電話：022-221-4948）へお問い合わせ下さい。

以上、お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。